政令

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十三号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一石川県の部金沢の項中「二、〇〇〇メートル」を「二、二〇〇メートル」に、「七、七〇〇メートル」を「八、五四五メートル」に、「、浅野川鞍降橋及び犀川普正寺橋各下流の河川水面並びに同灯台から四四度六、五六〇メートルの地点から一一一度に引いた線以南の河北潟水面」を「並びに普正寺橋下流の犀川水面」に改める。

別表第一和歌山県の部田辺の項中「並びに会津橋下流の会津川水面」を削る。

別表第一熊本県の部八代の項中「一九六度一一、〇二〇メートル」を「一九七度三〇分一二、一二〇メートル」に、「一一九度二、七三〇メートル」を「一一七度三〇分三、〇一〇メートル」に、「六九度」を「六二度三〇分」に改める。

別表第一鹿児島県の部加治木の項中「北緯三一度四三分四九秒東経一三〇度四〇分二秒」を「北緯三一度四三分四八秒東経一三〇度四〇分二秒」に改める。

別表第二熊本県の項中「三角」を「八代、三角」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、別表第一熊本県の部八代の項及び別表第二熊本県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十四号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第五十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第六十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「若しくは15」を「、15若しくは19の2」に改める。

第十八条中第十四号の十一を第十四号の十二とし、第十四号の十を第十四号の十一とし、第十四号の九の次に次の一号を加える。

十四の十　一・二―ジクロロプロパン

第二十一条第七号中「若しくは15」を「、15若しくは19の2」に改める。

第二十二条第一項第三号中「若しくは15」を「、15若しくは19の2」に改め、同条第二項中「若しくは第十四号の二」を「、第十四号の二若しくは第十五号の二」に改め、同項中第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　一・二―ジクロロプロパン

第二十三条に次の一号を加える。

十三　一・二―ジクロロプロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）

別表第三第二号中19の2を19の3とし、19の次に次のように加える。

19の2　一・二―ジクロロプロパン

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十六年九月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3　次に掲げる物であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十六年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一　新令第十八条第十四号の十に掲げる物

二　新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

4　事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十六年九月三十日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十五号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「消防」の下に「その他の防災」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三